令和８年度第１回新潟県障害者施策推進協議会議事録

開催日時：令和８年 10 月 19 日（月）午前９時 50 分から 11 時 50 分まで

開催場所：新潟県自治会館別館 901 会議室

委員出欠：【出席】

五十君委員、大矢委員、金子委員、川室委員、木村委員、工藤委員、
佐藤委員、高橋邦芳委員、高橋司委員、土屋委員、長谷川委員、
細野委員、目黒委員、吉井委員　以上 14 名

【欠席】

荒木委員、小柳委員、手嶋委員、古畑委員、安井委員　以上５名

※委員 19 名中 13 名が出席、新潟県障害者施策推進協議会条例第６条第２項の規定により、協議会が成立している旨を事務局から報告

議 事 等：次第に沿って開催

１　開会

２　挨拶

新潟県福祉保健部障害福祉課長　石坂　陽子

３　議事

長谷川会長が議事を進行

（１）　新潟県障害者計画の進捗状況について

・事務局から説明（資料１－１、資料１－２、資料１－３）

資料１－２について

〔大矢委員〕

１－２の資料で質問なんですけど、14 番の新潟県障害者芸術文化祭参加者数が増えているということで、応募される方の年齢層は若い方が多いんですか、それとも満遍なく皆さん応募されてるのかなっていうのがちょっと疑問だったのと、あと応募する方たちは、新潟市の方が割と多いのかとか、その市町村によって差はあるんでしょうか。

〔事務局〕
年齢層と応募市町村に関する数値を持ち合わせておらず、申し訳ございませんが、ちょっとこの場ではお答えが難しい状況です。ただ年齢層については、若い方、施設利用の若い方からかなり年配の方まで幅広い層からご応募をいただいているというふうに考えております。市町村のほうは、恐れ入りますけれども、確認をとらせていただきたいと考えております。

〔大矢委員〕
はい。ありがとうございます。今私達のところでも、利用者さんたちが絵を描いたりとか、そういう趣味のもので出展したいって方が増えてきてますので、職員たちの意識も上がってきているところもあるのかなと思ったので。はい。ありがとうございました。

〔佐藤委員〕
私からの質問は、資料１－２、３番のグループホームの利用者数実績について、利用者数が増えているということでしたが、この増えた人たちの中で男女比というのはどれくらいかわかりますか。

〔事務局〕
はい。ご質問ありがとうございます。申し訳ありませんが、グループホームの男女の数につきましてはちょっと手元に数値がありませんので、確認ができるのかそういった統計があるかどうかも含めて確認しまして、わかりましたら、なんらかの形でお伝えしたいと思います。

〔土屋委員〕
本日安井委員が欠席ということなんで、ちょっとその際にお聞きできればと思ったんですけども、資料１－２の 11 番、小中学校における通級指導教室の教室数の増加についてということで、僕らも検診に行かせていただくと、実際現場では教職員の数を確保することが非常に難しいと、そういうことをお聞きしております。そういう意味でこの増加にあたって、関係する教育委員会等との協議とかそういったことについて行われているのかどうかみたいなところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔事務局〕
こちらの項目につきましては、教育庁の方で主として担当しておりますので、今のご質問を持ち帰って確認しまして、またお知らせをさせていただければと思います。申し訳ございません。

〔高橋司委員〕
資料１－２の８番の精神病床の入院後１年後の退院率の退院している人って、やっぱ

り若い人が多いんですかねというのが気になりまして、そこら辺、お話できるようでしたら知りたいです。

〔事務局〕
退院率に関しましては国のデータでございまして、内訳ですとか市町村の数とかそういう詳細なものは全く示されていませんので、その質問については申し訳ありませんがお答えできないところです。

〔川室委員〕
新潟県障害者計画に掲げる指標の進捗状況 12 番(資料 1-2)ですが、障害者の雇用の場、就労の場を広げていくためには、民間企業での障害者雇用率を上げていくということが、とても大事なことになります。先ほどのご説明で、法定雇用率が上がったわけですけれど、令和 14 年度までにそれを 2.7%までを目標値とするということですね。現在において、令和 8 年から令和 14 年まで、随分、間隔がありますが、なぜ、それを 1 年ごとに見直していかないのかということをご質問させていただきたいと思います。

〔事務局〕
はい。私の方でちょっと説明がうまくなかったと思うんですけれども、法定雇用率が年々変わるということですので、この目標についてはその時点での法定雇用率を目標とするという形で進めております。

〔川室委員〕
法定雇用率について、県行政としては色々と政策的に進めておられます。それは分かりますが、毎年の雇用率の目標値は、お決めになられていないのでしょうかということです。それは、障害者の就労の場を確保していくために、とても大事なことですので、やはりもう少しきめ細かい目標値をお決めになることが大事ではないですかということです。

〔事務局〕
申し訳ございません。担当部署の方で、毎年、法定雇用率以外の目標を設定してるかどうかということの確認がすぐには取れませんので、それについても確認しまして、定めてないようであれば、担当部署に今のご意見を伝えたいと思います。

〔高橋邦芳委員〕
資料の１－２の中の項目の 13 番、今ほどの川室先生のお話とも少し関係がするのかなと思いますけども。就労Ｂ型の平均工賃はいいんですけども、まず微増してる、この要因が何かっていうのが 1 点。それと最低の工賃と最高の工賃がどのくらいなのか。例えば、最高の方が押し上げてるようであればそういう影響で平均が上がるっていうことに

なるんでしょうけども、実際にですね、この計画の中でＢ型の就労継続支援をですね、どのレベルまで持っていくのかというふうなところの見通しがどう立てられているのかということであります。実際に月額２万3000円、これでは生活できないわけですよね。今後どういうふうな形でそれを生活支援としてしっかりさせていくのかということ。これがやっぱり大きな目標値としてなければだめなんだなあというふうに思ってるんですが、その辺の計画の中での取組はどうなってるのかっていうのが気になったのでお聞かせください。関連なんですけども、資料１－１の概要の中の９にも、少しこの部分が書いてありますけれども、その部分との関係でですね、どこを目標にしてるのかっていうのが少しこの方々をどのレベルにまで持っていきたいっていうふうに考えてるのかっていうのはどっかに書いてあるんであればそこの部分をお知らせいただきたいというふうに思っております。

今の資料に出てますんで、②の概要なんですけども、移動手段、これもですね障害を持ってる方々の移動は非常に厳しい状況があります。本市におきましてもですね、コミュニティバスを活用していただいたりとかですね、保護者が送っているわけでありますけど、保護者が送れるうちはいいんですけども、ここの部分は例えばサポートしてる方々ご家族であるとかそういう方がですね高齢化していって、その方、当事者が今後取り残された場合にどういうふうな地域資源でサポートしていくのかっていうのがその計画の中にどういうふうに落とし込まれているのかっていうのも、お聞かせいただけるといいかなあというふうに思っております。以上よろしくお願いします。

〔事務局〕

少し確認の時間をいただきたいと思います。

〔長谷川会長〕

今、事務局の方で確認をしてまた後ほど回答ということにさせてください。よろしくお願いします。

〔木村委員〕

質問は２点です。まず移動についてです。私たちやっぱり各市町村に福祉タクシー券の増額っていうのを、皆さん視覚障害者の皆さん、いつも要望しています。全く動かない場合もあるんですけれども、少しずつ増額されたり、据え置きっていうところも多いんですけれども、福祉タクシー券をいただいていてもいろんな移動手段が、タクシーが撤退とか、バスが撤退とかでせっかく福祉タクシー券いただいても使う術がなくなっているのが現状なので、公共交通機関がなかなか不便なところでは、移動に困難を感じている人が多いので、その辺のところをちょっとどのように県の方が考えてらっしゃるのかっていうことをまず１点お聞きします。

もう１つです。新潟県障害者芸術文化祭の参加者数は増加というお話ですけれども、今年度から表彰なしっていうことになって、今まで参加者の方で表彰をすごく楽しみに

してらっしゃる方が、どうして今年から表彰がないんだろうっていう。ちょっとそういうご意見をお聞きしたので、表彰なしっていうことに至ったことについてお聞きしたいと思います。

〔事務局〕
移動の関係について回答させていただきます。先ほどの高橋委員からも移動についてご質問がございましたけれども、移動手段につきましては、交通政策局の方で担当しているものになりますので、今いただいたご意見を担当部門の方にお伝えさせていただきたいと思っております。
障害者芸術文化祭の表彰につきましてですけれども、部門が美術展とステージ発表、今年からパフォーマンスステージという名称になりますけれども、２つに分かれておりまして、美術展の方につきましては従来通り引き続いて表彰を継続することとしております。ステージ発表の方につきましては、様々なジャンルの方から出演いただくという中で、賞をつけるっていうところはなかなか難しい面もありまして、そういったところも含めて、今年から皆さんの普段の表現活動を発表していただく場として位置付けまして、表彰を廃止するとともに、ステージ発表の中では、有識者の方からそれぞれの方へのコメントをいただくような代替案を考えておりますので、何卒ご了承いただければと考えております。

〔工藤委員〕
新潟市の障害福祉課に事務局を置いて、障害者就労支援活動などを積極的に行っています。障害者の雇用率の向上のために活動して 13 年ほど経っていますが、今回、移動の件についてお話が出たので、県の方の考え方を少し伺いたいと思い、質問があります。西蒲高等特別支援学校のスクールバスの件について、今いろんなところでニュース、新聞等に取り上げられていて、もう７、８年ぐらい前から問題提起されているのですが、最近ようやく大きく動き始めている事が私自身はとても嬉しいです。実際、新潟市立の西特別支援学校の中等部まではスクールバスに乗れていたけれども、隣接する県立の高等部に進むと圏域が違い、スクールバスの利用ができなくなるということで、保護者の送り迎えが必要になる。保護者の方はお仕事を中断したり、退職しなければならないっていう事態が起こっていて、非常に困っているっていうのが、新聞等で取り上げられています。私が関わっている会にも同様なご家族の方がおられます。署名活動も活発にやっているのですが、県立の高等特別支援学校ですので、もしかしたら私自身まだ理解が深まってないのかもしれませんが、県としての立場として、今どこまで進んでおられるのかというのを、利用ができるのか、それとも何か別な支援が用意されているのか、わかる範囲で結構ですのでちょっと伺いたいと思います。教えてください。

〔石坂障害福祉課長〕
西川特別支援学校ですとか、県立の話題になってるというところは認識をしているん

ですが、特別支援学校の送迎について今教育庁のほうでどこまでその検討が進んでるのかというところについて、今責任を持って回答ができませんので現在の検討の進捗状況については、改めてご説明をさせていただければと思います。

〔工藤委員〕
はい、ありがとうございます。ということは、県の教育庁がそこは担当されているということなんですね。

〔石坂障害福祉課長〕
県立特別支援学校の送迎につきましては、県の教育庁で検討していると認識しています。

〔工藤委員〕
でもその結果を知るのは何かメディアを通してとか、正式な報告っていうのは、今後可能性はある。

〔石坂障害福祉課長〕
そうですね。進捗状況については今日ご質問いただきましたので委員の皆様にはご説明をしたいなと思いますが、どのような結果になったのかというところが、公表がされる段階で、皆さんにお示しをするということになるのではないかと思っています。
すみません。移動についてのご質問をいただいたのでちょっと追加でお話をさせていただければと思います。障害者の方の移動のところの部分っていうのは非常に大事な課題だなあということで、改めて今日認識をしたところなんですが、県の方で先ほど交通政策局というその交通の部分を検討する部署で検討してる部分もありますが、先ほど福祉タクシーなんかという話題もありましたけれども、市町村の事業の中で、地域生活支援事業として、その移動の手段を提供していくという事業もあると認識をしています。その部分につきましては市町村の事業となりますので、県の方としては市町村と連携をしながら、情報共有をしていったりこういうご意見がありますということを、市町村にお伝えをして検討していくということも１つの方法かなというふうに思っております。

〔長谷川会長〕
ちょっと私の方からも今ほどの移動の件についてなんですが、私たちもですね、県内で障害のある方のスポーツ振興を行っておるんですが、私も働き始めて 25 年ぐらいになるんですが、25 年前は県の障害者スポーツ大会という大会に参加者が 1,000 名近く、いらっしゃったんですけど、ここ数年実はトータルをして実人数で言うと本当にもう 300 とか 400 名ぐらいですね、減ってしまいました。昔はですね、学校ですとか、そういうところが予算を立ててバスを借りて、学校全体で参加するとか、やっぱりそういうことが当たり前だったんですね。ただなかなかそれやっぱり予算がないとか、学校の送迎で

はなく、例えば親御さんに送迎して欲しいとか、やっぱりそういう時代になってきて当事者が参加をしたくても参加できないという状況がすごく続いておりまして、ぜひ私たちもですね、そういうところを少しずつ改善できていければなと考えておりますので、また皆さんからいい方策ですとかそういうものがあったら、ぜひご意見をいただいていきたいと思います。今ですね、村上市さんの方でも、総合型地域スポーツクラブの希楽々（きらら）さんとですね、村上市さんとも協力をしながら、バスを村上市から出していただくとか、そういう取り組みもしておりますので、また、各市町村、各区でですね、そういう取り組みができればいいなと考えております。

資料１－３について

〔目黒委員〕

先ほど、事務局の方から説明をいただいたんですが、見直しをするということにつきまして、昨年の６月 25 日に手話施策推進法が施行され、私も知っておりますが、この内容に合わせて、県の方も見直しいただくということはありがたく思っております。ただ、私たちの団体は、今後 25 日に県の理事会を開く予定です。それを持っていって協議をしたいと思います。私たちの意見を出し合い、また確認をしていきたいと思います。その時にまた、私たちの考えをお話してもよろしいでしょうか。

それからもう 1 つですが、例えば手話文化の保存というのがありますが、実は私たちのところは、今、手話言語研究所、北信越班というところがあります。北信越ブロックですので、私も研修員として活動しているんですが、全国で新しい手話を作るという考えでいろいろ議論しております。私もそちらの責任者になっていますが、他に新潟のろうあ者の中でも、高齢者、若い人、それぞれおりますが、その中で手話の違いがあるんですね。それで、大切に保存していきたい、ビデオで撮っておきたいということで、ろうあ協会と情報センターとともに今動いているというところで、手話の保存を考えております。そのあたりを知っておいていただければと思います。

手話の日というのは皆さんご存知で、毎年県の方からもご協力いただきましてブルーライトアップをしていただいております。他の市町村もブルーライトアップをし、手話を広げていくためのイベント等をやっております。今後またこれから新聞にも載せていきたいと思いますが、全日本ろうあ連盟の、「ＭＩＭＩ」という本があるんですが、「日聴紙（日本聴力障害新聞)」という新聞もあります。今後、柏崎市の状況をとってそれを全国的なものに載せるということが決まっております。それをまた県にも見ていただければと思っております。お話したいと思っております。

一番困っていることなんですが、手話通訳者の養成なんですが、高齢化している、また若い人たちがなかなかそこの養成に参加できなくて困っているという状況があります。私たち講師も若い人たちにどんどん来ていただきたいんですけども、なかなかそこは増えない。統一試験という通訳者の試験があるんですが、そこは学科と実技があります。そういう試験があるんですが、昨年の合格者は県内 1 人だけだったんです。非常にショックを受けておりまして、私たち講師は頑張って養成をしているんですが、今年 12 月に

また試験があります。ぜひたくさんの方が合格をして欲しいなと思っております。私の報告としてはそれぐらいです。

〔事務局〕（先の高橋邦芳委員からの平均工賃月額についての質問への回答）
先ほど高橋委員からご質問のあった工賃の関係でご回答させていただきます。令和７年度の工賃実績が上昇したことにつきましては、県の方でも工賃向上施策ということで実施していることもありますけれども、基本的には各事業所さんの方で工賃向上計画をそれぞれ立てて、工賃向上に向けて取り組んでいただいた結果ということで考えております。また、工賃目標につきましては、３年ごとに計画を作っております工賃向上計画で定めておりまして、現行の計画が令和６～８年度の３年間の計画になるんですけれども、現在設定している目標というのは、各事業所で設定していただいた目標に物価上昇率を勘案したものということで、目標値を定めております。
県として目指すべきところでございますけれども、先ほど委員からご指摘ありましたとおりやはり増えているとはいえ、2 万 3,000 円では足りないというところはそのとおりと思ってまして、工賃向上計画の方でも参考数値として示しているんですけれども、グループホームで暮らしていけるような工賃額っていうところを最終的には目指していきたいと考えております。
また、もう１点、事業所の実績の最低値と最高値というところでございますけれども、最低の事業所が 3,000 円程度になります。最高の事業所につきましては、最高の事業所が 6 万 6,270 円ということになっております。

〔高橋邦芳委員〕
ありがとうございました。向上の理由がそれぞれの事業所が頑張って向上させているというが、例えば営業実績が上がってそれが賃金にはね返っていくっていうルールがあったりとかするのか、それとも事業所が頑張ってここは少し手当を上げましょうということでやってるのかっていう、やり方として全然違うと思うんですよ。県の計画の中でどういうふう取組をしていただいてるところにアテンドしていくのかっていうのが非常に重要だと思います。それと県の認識も 2 万 3,000 円だとちょっと難しいよねっていうのはこれ共通してると思うんですけども、グループホームで暮らせる賃金っていうのが、2 万 3,000 円が目標値でいいのかどうか。うちの感覚からいくと 2 万 3,000 円ではグループホームでも暮らしていけるのかなっていうのがあるんで、その辺のところ、グループホームで生活していかれるところを目指していくんだよっていうのが最終目標となってるのかっていうのが気になりました。
さっき移動の件ありがとうございます。これ多分委員の皆さんとも共有できてると思うんですけども、今年の６月に地域公共交通活性化再生法が改正されてスクールバスとか福祉バスとかそういうものを利用して、一般乗降客を乗せられるような法律改正がされてますんで、本市におきましても研修会もそうなんですけども、いろんな形でスクールバスとか福祉バスをコミバス的な使い方、これ医療であったり買い物であったり、レ

ジャーであったりいろんなものに使えるっていうところに拡充されてるんで、ここに例えば、障害をお持ちの方がしっかりと事業所に通うために、それが使えるような仕組みづくりが大切だよねみたいなことをですね、県の方から高らかにメッセージを出してもらうと、市町村も動きやすいんじゃないかなあと思うんで、その辺のところ移動の部分は法律改正もされてるんで、ぜひ深掘りしていただきたいというふうに思っております。

賃金の部分についてはグループホームで暮らす方々の所要賃金ってどのぐらいなのかだけお聞かせください。後はよくわかりました。以上であります。

〔事務局〕

県工賃向上計画をホームページに掲載しておりますけれども、そちらで参考値として示させていただいておりまして、これは令和６年度策定時点のものですけれども、その必要工賃額としては 3 万 6,016 円ということで計算しております。また、各事業所が努力して増えたということでちょっと申し上げ方が足りなかったのかもしれないですけれども、やはり質の向上と作業量の増加の両面で実施していく必要がありますので、各事業所の方には、新たな受託先の開拓であるとか、また、現在実施している作業の企業さんに対して価格交渉したりという努力をされているという部分もあります。県としてもそういった取り組み、先進事例を紹介するとか、そういったところと、また県の事業のアウトソーシングなども引き続き取り組んでいきたいと考えております。

〔高橋邦芳委員〕

はい、ありがとうございました。すいません。いろいろとお願いをしましたけども、移動の部分については交通政策局マターだということなんですけども、先ほどの法律改正の部分を含めて、共有していただくとありがたいというふうに思っております。大変ありがとうございました。以上であります。

（２） 新潟県障害福祉計画の策定について

・事務局から説明（資料２－１、資料２－２）

〔五十君委員〕

先ほどお話あった障害児についてなんですけれども、毎日新規で相談がくるのはやっぱり障害児の方、保護者の方からの相談を日々受けております。今言われた児童発達支援を利用したい。保育所等訪問支援を利用したいっていうニーズがすごく高いのは、障害児の相談支援の計画相談のところに繋がってきてるんだろうなあと、聞いてて思いました。なかなか保護者の方はやっぱりサービスを使えば何とか障害が治るんじゃないかとか、やっぱり切実な思いが聞かれてるので、そういうところさっきも言われた教育機関とか、児童発達の事業所と連携しながらやってるところであります。

もう１つちょっと地域移行の話が出ましたが、地域移行のサービスに乗っけていない

んですけども、地域移行の動きは私たち相談支援専門員もしていますが、地域移行に上げると書類がかなり膨大だったりするっていうところで、なかなか進んでいないのが、うちの事業所でも課題です。障害の入所施設からの地域移行１件と、あと精神科病院、もう 20 年ぐらい入院してる方の地域移行のスタートする方が今１件あります。そういうところの負担を、例えば書類を簡素化するとか、そういうところをまた市や県の方と相談できたらいいなと今思って聞いていました。

〔事務局〕
ご意見ありがとうございます。様々な団体からも、加算ですとか報酬を取る際の書類、また補助金に関しても非常に大変だという声は伺っております。報酬に関しては国の制度になるので、県の方で書類を簡素化するというのがすぐには難しいのですが、そういったご要望があるということは受けとめて、県として国へ要望する際も意識しておりますし、県の補助金につきましても、また新たに行う際は、書類の簡素化など手続きが簡単に済むようにというのを意識して参りたいと思っております。

〔五十君委員〕
説明を伺う中で、計画に沿って、基盤づくり、着実に進めていただいてるということがよくわかりました。ありがとうございます。その一方、現場でサービスの調整とかをしていると、サービス事業所側から人手不足でちょっと新規の受け入れが難しいよとか、手厚い対応が必要なときに人手が足りないから受け入れられないって言われてしまうケースが少なくないなっていうふうに思っております。ご本人さんが地域で安心して暮らしていくために、ただサービスの枠があるだけじゃなくって、現場で支援に携わる人、職員さんなどの人手の確保だったりとか、体制づくりが非常に大切だなというふうに、今日お話を聞いていて感じましたので、今後もその部分を改善できるように取り組んでいただければなあというふうに思っております。

〔吉井委員〕
おかげさまで障害者雇用を利用させてもらって、とてもいい会社に進めることができてすごくありがたいんですけども、今の会社に至るまでいろいろな会社でお世話になったんですけどなかなかうまくいかずに、その前はＡ型作業所に６年間通っていまして、何かこんな質問、今更なんですけども、私がＡ型作業所にいたときに、初めはＡ型作業所がずっといられるというお話で、勤めさせてもらい始めたんですけど、だんだんなんか社会教育職員さんから促されるようになりまして、また、今はすごくとてもいい会社に勤められてありがたいんですけど。Ａ型作業所に勤めてるときは、ずっとＡ型作業所に行きたいと思ってたんすけど。ある人はＡ型作業所にずっといていいんだよっていうお話だったんですけど違う方に聞くと、社会復帰の場だからずっとは入れないんだよっていう意見もございまして、実際のところ、どっちなのかお聞かせください。

〔事務局〕
Ａ型、Ｂ型どちらもなんですけれども、基本的には訓練をする場というのが、基本になりますので、就職できる準備が整った方については、一般就労に向けて、取り組んでいっていただくというのが基本的な考え方にはなるかと思います。

〔吉井委員〕
それは本人が希望しなくてもやっぱり就労しなければいけない。

〔事務局〕
そうですね。事業所のサービス管理責任者の方との話もありますけれども、基本的には就労とありつつ、ご本人の思いも酌み取った上で調整していくものかと思いますので、もちろんご本人の希望も含めて調整する必要があるかと思います。

〔川室委員〕
私が思いますのは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という事業が展開しようとされていますが、地域移行が盛んになれば、障害者は、病院または施設から地域に移行していきます。そして障害者の方が地域で暮らす中で、困ったことがあれば、相談支援センターに行きますが、実際には、やはり高齢者が対象の地域包括支援センターには行きづらいところもあるのではないでしょうか。同時に障害者も高齢化してきているわけですから、その地域包括、略称で「にも包括」と呼ばれますが、そこを利用しやすいシステムを作るということがすごく重要なことだと私は思っています。２年前、上越市にお願いしまして、上越市の 11 ヶ所の地域包括支援センターの中で、精神障害あるいは身体障害、特に精神障害者の方々にも門戸を広げて欲しいということをお願いしました。ここ２年間は精神障害者の方も地域包括支援センターを結構利用されていて、スタッフの方がご一緒に病院に連れていらっしゃることも、時々ございます。県としては圏域単位で色々な医療、福祉、保健の人たちの協議の場を作るということですが、是非、高齢者ばかりでなく「にも包括」として障害者が活用できるような仕組みを作っていただきたいと思っております。その点、どのようにお考えでいらっしゃるか、今後の課題ですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

〔事務局〕
川室委員のおっしゃるとおりだと思っております。
各圏域とか市町村における協議の場において、地域包括支援センターが協議のメンバーに加わっているところがあります。実際に入院患者の割合も社会の高齢化の上昇に伴って増えてきておりますので、精神障害のある方が地域包括支援センターを利用できるような環境を作っていくということが必要だと思っております。引き続き、そういう連携を進めていきたいと思っております。

（３） 新潟県福祉のまちづくりについて

・事務局から説明（資料３）

〔細野委員〕

合理的配慮のところが義務化されたっていうのは、弁護士の立場からしても、何か問題が起こったときに努力義務よりやりやすいなあというふうに思っていて、それに基づいていろいろ改正案がなされているということですので、今後、より障害者の立場に立って、そういうふうな問題が起こったときに、法律の規定に基づいて主張しやすいのかなと思いましたので、それに基づいて今回の方向性、非常にわかりやすいレジメだったと思いますので、今後もこれを拡大していけばなと思いました。

〔工藤委員〕

最後のまちづくりについてではないのですが、議事２のことについて、資料２－２の３ページのところに、高次脳機能障害相談援センター事業っていうのが入っています。１ヶ所を設立して 100%になっているのは喜ばしいことではあるのですが、この内容に関しては多分これからいろんな策が入っていると思いますが、最近私の周囲にも高次脳機能障害と診断されている方たちがたくさん増えてきました。その方たちの家族から聞いた意見なのですけれども、ちょうど去年でしたっけ、高次脳機能障害支援法が成立したのは、それに伴ってのセンターだと思うのですが、その家族の方たちがセンターに相談に行きます。非常に親身になって相談を聞いてくださるそうです。多くの家族が行くそうなのですが、家族のカウンセラーのようになって、よく事情を聴いてくれるけれども、ほとんど１つも解決策を持ち帰ってくることがないっていうお話を伺います。

具体的には、高次脳機能障害にかかった方たちは、見た目はほとんど変わらないので、周囲からの理解がまず図れない。そして、一緒に生活したものでなければわからないようなたくさんの困難性があるそうです。というのは、その知人の家族は実は障害を持っている成人した息子さんがいるのですが、両者の福祉が全く違うというふうにおっしゃるのです。なぜならば、障害を持っている方たちは各種就労の場であったり、障害者福祉サービスであったり、たくさん利用する場所がある。でも、高次脳機能障害を持った方たちは、まだまだ利用する場所が限られている。それとご自身が高次脳機能障害っていうのは聞いているのだけれども、自分の病気を受容できていないケースが多いそうです。高次脳機能障害は精神障害者手帳をいただけるようなのですが、精神科というところにかからないとその手帳をもらうまで至らないということが、家族会の中でも課題になっているそうです。というのは、病院の「精神科」に行くのは非常にハードルが高い

そうなのですね。
「精神科」という名前が行きにくいらしく、「高次脳機能障害科」というのを作ってもらえないかとおしゃっていました。そうすると、家族と一緒に当事者が通いやすい。障害の程度を調べてもらって手帳の取得があってサービスに繋げやすい、という事を切実に２年ぐらい前から聞いております。この法律の中には、周知や理解支援を求めていくっていうふうに書かれてあるそうなのですが、今まだ始まったばかりのサービスなので、まずは、家族の支援が必要なんじゃないかなっていうふうに私も感じました。加えて専門的な治療やリハビリを受ける場所をたくさん作ってもらいたい。たくさんというか行く場所があまりないようですね、月に１回リハビリは受けられるけど、他の障害を持っている当事者さんたちよりも通える場所がはるかに少ない。仕事に戻れない方は、自宅でどうやって過ごそうか、家族支援をどんなふうにしていこうか、など大きな課題となっていくと思います。これに対して、具体的に利用する場所があるのか、あれば教えていただきたいです。もしなければ意見として受けとめていただければと思います。

〔事務局〕
　相談機関としては委員がおっしゃったとおりで、県では高次脳機能障害相談支援センターを設置しておりますし、高次脳機能障害者支援法が施行されましたので、新潟市の方でも設置の検討が必要になっております。また、相談機関とはまた別に高次脳機能障害に対応可能な医療機関一覧を作っております。精神保健福祉センターを高次脳機能障害相談支援センターと位置付けておりますが、そちらの方で一覧表をホームページに掲載したり、リーフレットを配布しておりますので、そちらをご活用いただければと思っております。

４　閉会